

岐阜県公報

目次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 五三^{ページ}
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 五三
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業・金融課) 五四
- 多治見都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 五四

告 示

岐阜県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
瑞大 浪西線		路線名	
瑞浪市明世町吉字榎堂 九五〇番三地先から 同 市同 町同 字同 九三八番二地先まで		区 間	
後	前	区域変更前後別	
二・六 二・五	五・九 三・六	敷地の幅員（メートル）	
四・八	四・八	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第三十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報

毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日当たる）
（ときは翌日）

平成三十一年二月五日

表川原の項を次のように改める。

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

川 原	
高山市松本町 二二一八番二七 二二七六番 高山市三福寺町 七三六番 八二〇番二一〇 八二〇番一〇八 八二〇番一 八二一八番一 五二一三番七 六二四番四 七八〇番一 七三六番 七三二番 高山市松本町 二二一八番八 二二一八番七	一号 二号 三号から五号まで 六号及び七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号 十四号及び十五号 十六号 十七号 十八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十一年二月五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ阜ヶ丘店

可児市阜ヶ丘二丁目一番二

二 意見の概要

住民の意見

・駐車場の出入口について

（届出事項 新設）

○多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画第一種市街地再開発事業

多治見駅南地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成三十一年二月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社